和歌山県学校給食用物資納入業者の登録申請要綱

1 目的

この要綱は、公益財団法人和歌山県学校給食会(以下「給食会」という。)において行 う和歌山県学校給食用一般物資納入業者(以下「納入業者」という。)として登録を希望 する場合、必要な事項を定めるものとする。

2 納入業者の登録

(1) 登録基準

次のア~ケに該当する者のみ学校給食用物資納入業者登録(以下、登録)の審査を申請することができる。なお、登録後にこの条件に該当しないことが認められるときは、登録を取り消す場合がある。

- ア 原則として、和歌山県内に事業所を有すること。
- イ 経営基盤及び経営状態が健全であること。
- ウ 納税義務が履行されていること。
- エ 給食会が必要とする量の仕入、製造又は加工能力を有すること。
- オ 過去2年間、食品衛生法上の営業停止処分を受けていないこと。
- カ 給食会から要望が有れば、検便検査等の衛生管理に必要な情報提供が可能である
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下 「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほ か、次のいずれかに該当する者(次のいずれかに該当した者であって、その事実が なくなった後2年間を経過しない者を含む。)に該当しないこと。
 - (ア) 法第2条第6項に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)
 - (イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が 暴力団員である又は暴力団員がその経営に関与している者。
 - (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正利益を図る目的又は第三者に損害を与える 目的をもって暴力団の利用等をしている者。
 - (エ)暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接 的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
 - (力) 暴力団又は暴力団員であると知りながらこれを不当に利用している者。
 - (キ)暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする 者。

ケ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅か すおそれのある団体に属する者(その事実がなくなった後2年間を経過しない者を 含む。)に該当しないこと。

(2) 登録の手続

登録を受けようとする者は、申請に際し下記の書類を給食会に提出しなければならない。申請する期間は、別途定める。

- ア 和歌山県学校給食用物資納入業者登録申請書(様式1-1)
- イ 登録希望商品届 (様式1-2)
- ウ 事業経歴書又は会社(法人)概要
- エ 商業登記簿謄本又は営業許可書写
- オ 納税証明書原本又は写(国税、県民税、市町村民税)
- カ 食品衛生監視票写(食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)に基づく 保健所の食品衛生監視員による検査の採点結果が80点以上であること)
- キ 食品衛生法の許可届出証明書写

(3) 登録の方法

給食会は、前項の申請書を受理したときは、登録の基準に基づき書類審査を行うものとする。

書類審査の結果、実地調査の必要があると認められる業者については、衛生の状況、 施設、設備の状況、生産及び供給能力の状況等について現地調査を行う。

(4) 登録の決定

給食会は、書類審査及び実地調査の結果を総合的に判断し、適正と認められる申請書の納入業者を登録するものとする。

(5) 登録の通知

給食会は、登録した納入業者に対し、和歌山県学校給食用一般物資納入業者登録書(様式2)を交付するものとする。交付を受けた者は、速やかに誓約書(様式3)を提出しなければならない。

(6)登録の期間

納入業者として登録する期間は登録日から原則2年間とする。

(7)納入業者の届出事項

登録を受けた納入業者は、申請書の内容に変更が生じた場合、速やかに給食会に届けなければならない。また、代表者が変更になった場合は、速やかに指定の書類(様式4)を提出しなければならない。

(8)登録の取消し

給食会は、納入業者が登録基準に適合しなくなったとき又は前項の届出を怠ったとき は、登録を取り消すことができる。

3 その他の事項

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は令和2年7月1日から施行する。
- 2 令和3年4月8日一部改正

様式1-1

令和 年度「継続・新規」

和歌山県学校給食用一般物資納入業者登録申請書

令和 年 月 日

学校給食用一般物資納入業者として登録を受けたいので、申請いたします。

なお、この申請書および添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

公益財団法人

和歌山県学校給食会理事長 様

申請者 社名 代表者氏名 所在地 〒 住所 電話/FAX



- 1 納品希望品目(該当するものに丸を付ける)
 - ア 食肉及び加工品 イ 魚介類及び加工品 ウ 乳製品及びデザート
 - エ 穀類・乾物・缶詰 オ その他、県産品を使った商品
- 2 販売実績 ※新規の場合は販売可能地域を主たる販売先(学校給食)に記入すること。

前年度販売実績	主たる販売先(一般)	前年度販売実績
万円		万円

3 緊急時連絡先

担当者氏名	
携帯電話番号	
FAX	
E-mail	

検便検査

有 • 無

毎月・3ヶ月毎・半年毎

登録希望商品届

令和 年 月 日

会社名 _____

登録希望商品目録(別添可)				
品目	製造能力 (手配日数)	販売予定価格	特徴	
1 納入物資について(※該当		入れてください	(v _o)	
(1) 学校等への配送方法に~ □自社で配送 □運送 (2) 野業 対対機構)			
(2) 配送可能地域 □県内すべての学校へ配送可能 □可能地域(
2 気象警報発令又は感染症の に係る費用は業者負担になる	. , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		った場合に生じた注文の取消	
3 手数料について(※該当づ(1)□請求金額から消費を上で支払われることを	説等を除いた額に		v。) 額を手数料として差し引いた	
(2) □双方協議の上で決定	さする。			

	令和	年	月	日
 _様				

公益財団法人和歌山県学校給食会 理事長名

和歌山県学校給食用一般物資納入業者登録書 (通知)

このことについて、貴社(店)が和歌山県学校給食用一般物資納入業者として登録されたことを通知いたします。

記

- 1 登録団体
- (1) 団体名
- (2) 代表者氏名
- (3) 事業所所在地
- 2 登録期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

誓 約 書

和歌山県学校給食用一般物資納入業者として、学校給食を理解し、下記について厳守いたしますとともに万一違反による登録の取消しについても異議申立てはいたしません。もちろん、貴給食会に御迷惑をおかけいたしません。

記

- 1 納入する商品について、指定の内容、品質、納入期日を守る。順守できない場合は、 事前に貴給食会もしくは納入先へ連絡し、対応を協議する。
- 2 一部でも違反する商品を納めた場合、その代金を請求することなく、新品と交換、又は返品対応を受け、貴給食会に御迷惑をかけた全責任を負う。
- 3 2について、事故報告書を貴給食会へ速やかに提出する。
- 4 工場、事業所の設備の衛生管理及び従業員の十分な健康管理に努めるとともに、給食 会から要望が有れば、検便検査等の衛生管理に必要な情報提供が可能である。
- 5 その他、貴給食会の指示に従う。

以上のとおり誓約いたします。

令和 年 月 日

公益財団法人和歌山県学校給食会 理事長 様

住所 社名(店名) 氏名

令和 年 月 日

公益財団法人和歌山県学校給食会 様

会社名 住所 代表者氏名

(EIJ)

和歌山県学校給食用物資納入業者登録変更届

下記のとおり、代表者が変更となりましたので届出ます。

記

1 新旧代表者名 (旧代表者氏名)

(新代表者氏名)

- 2 変更日 年 月 日
- 3 変更理由